届出書類一覧　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別紙１

【届出書】開発事業（土地形質変更）新規・変更届出書（様式第7号）

【添付書類】

　　（1）付近見取図

○位置図または案内図

　　（2）造成平面図

○利用計画平面図（レイアウト図）

　※設置パネル数及び総発電出力の記載すること

　　（3）縦断面図

　　　　○造成断面図

　　　　○太陽光パネル 断面図

　　　　　※製品既製図で代用する場合は、日本語表示のものとすること

　　（4）排水路図

　　　　○雨水排水計画書

　　　　　※長野県ＨＰ「長野県内の降雨強度式について」

（<http://www.pref.nagano.lg.jp/kasen/infra/kasen/keikaku/koukyodo.html>）

の上田地域を参考に計算すること

※10年に１度の雨が10分間降った場合で計算すること（10年確率10分）を基本とするが、近年の集中豪雨や地形も踏まえてこれ以上とすること

　　　　○雨水排水施設計画図

　　（5）関連事業関係詳細図

　　　　○太陽光パネル仕様書（写し可）

　　　　○太陽光発電設備配線図

○売電搬送電線位置図

※発電地点（起点）から買取地点（電柱終点）及び電柱立面図

　　　　○メンテナンス体制図

○工事工程表

　　（6）公図の写し

　　　　○公図（写し可）　※計画個所がわかるようにすること

　　　　○登記事項証明書　または登記事項要約書（写し可）

　　　　　※届出者と土地所有者が一致すること

　　　　　※土地を賃貸する場合は、届出者と土地所有者が締結した賃貸借契約書の写し

を添付すること

　　　　　※土地を売買する場合で所有権移転前の場合は、土地売買契約書の写しを添付

すること

　　（7）その他必要な書類

　　　　○確約書　　　　　：様式ダウンロード可能

○事業計画確認書　：様式ダウンロード可能

○隣接者同意書　　：任意様式

※合意を得るため、区長（自治会長）及び設置場所の隣接地権者へ十分説明を

行い、同意、又は事業計画確認の分かる書類を添付すること。また、設置場所が区の境に位置する場合は、関係する全ての区へ事前説明を行うこと

　　　　　※計画地から雨水などを道路側溝や用水路等に排水する場合は、その管理者に

事前説明を行うこと

　　　　○説明経過書　　　：様式有(任意様式による作成も可)

　　　　　※地元合意を得るため、設置場所の近隣市民等に対しどう説明し、どう対応し

たかを記録すること。地元からの意見・要望が出た際はそれも記録し、事業

計画に反映させること

　　　　○経済産業省への関係書類の写し一式

※再生可能エネルギー発電設備の認定通知又は認定申請書写し

○発電事業者と買い取り会社との系統連系に関する契約書の写し（届出に間に合わない場合は、申込書の写し）

○届出者が法人の場合、定款

　　　　○届出書類を司法書士や行政書士などが代行する場合、届出者からの委任状

【届出にかかる留意事項】

・提出部数は正副２部です。

　　　　・届出時期は、造成を含む工事着工の60日前までです。

　　　　・事業予定地が国道18号南側30ｍ以北の都市計画区域の景観育成重点地域で

は、太陽光モジュールの面積が水平投影面積で20㎡を超えるもの、景観育成

重点地域以外の一般地域では、太陽光モジュールの面積が水平投影面積で

1,000㎡を超えるものについて、長野県景観条例の届出が必要ですので、建設

課にご相談ください。

・事業予定地が農地の場合、農振農用地除外・農地転用の手続きが必要ですので、

農林課及び農業委員会にご相談ください。

・事業予定地が山林の場合、伐採するには「林地開発」または「伐採届」の手続きが必要ですので農林課にご相談ください。

・事業予定地が埋蔵文化財の地域指定に該当する場合、手続きが必要ですので生涯学習課にお問い合わせください。

・事業予定地が公共下水道区域に該当する場合、下水道受益者負担金（600円／㎡）が発生しますので上下水道課にお問い合わせください。